

特集 3

埼玉県営水道の
値上げに伴う

水道事業の現状について

～県水を買って水道水を作り、販売するだけでは、損失が出ていきます～



県営水道が、令和8年4月1日から1㎡あたり61.78円/㎡→74.74円/㎡(21.0%アップ)に料金改定が実施されます。

町の水道事業を取り巻く経営状況は厳しく、現行料金のままで経営することは厳しい見通しです。安心・安全な水を安定的に利用者に供給するために、今後の事業経営について水道ビジョン及び経営戦略に基づき、「鳩山町水道事業審議会」で審議します。

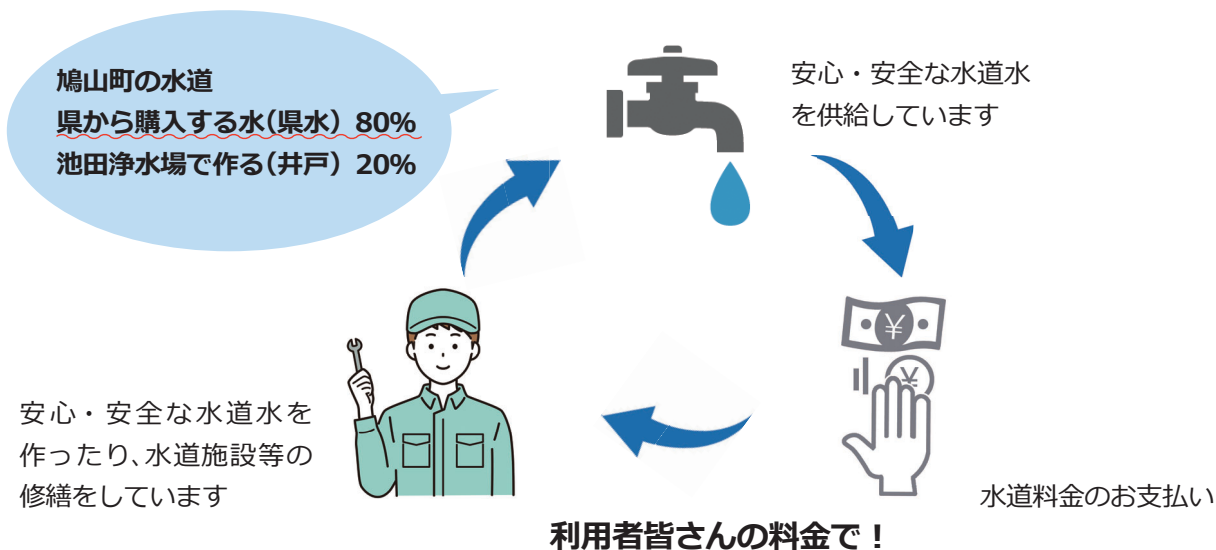
■問合せ 役場上下水道課 ☎ 296-1228



鳩山町水道事業審議会とは、地方自治法の規定に基づいて、設置することができる組織です。委員には学識経験者や議会議員並びに水道利用者からなり、任期は2年間で

です。
審議会では、人口減少に伴う水の使われ方などの生活変化や社会情勢に沿った料金体系を考えいただく組織です。

水道事業は、利用者皆さんの使用料金に支えられています



水道事業は、安心・安全にお使いいただくため、水質検査を実施したり、常に安定的に送水するため水道管が破損していないか調査し、修理をする費用が必要です。

これらは、利用者の皆さんの水道料金によって費用をまかなう「独立採算制」により、基本的に税金などに頼らずに運営しています。これからも、常に安定した『清浄な水』の供給と健全な経営への努力を続けてまいります。

水道料金の見直しは、どうして必要なの？

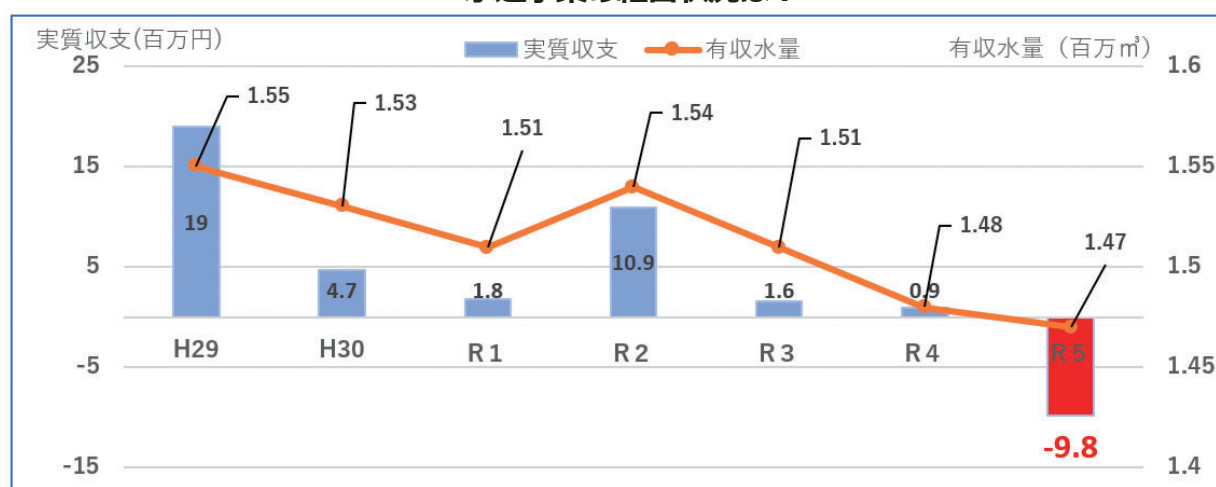
水道管は、地方公営企業法で法定耐用年数が定められています。しかし、実際の町の水道施設(管路や設備)は、法定耐用年数より長期間使用しており、全国平均や同等規模の町と比較しても、法定耐用年数を経過した管路を多く保有しています。

老朽化と並行して**安心・安全に水道水を供給するには耐震化対策を行う必要**があります。併せて**施設の更新や漏水事故、断水などのリスクを減らすため**に計画的に行わなくてはなりません。



施設更新などのための財源がなくなっていくます

水道事業の経営状況は！



※有収水量とは、利用者が使用した水量で、料金(収入)の対象となった水量

赤字の理由は？

収入の減少

水の使用量が減ったため、料金収入が減っています。

【水道の使用量が減った理由】

- ・水道水を利用する人口減少
- ・節水意識の高揚及び節水機器の普及

支出の増加

物価や光熱水費が高騰したこと、設備更新等にかかる工事費用が増えたことで支出が増えています。

- ・購入している県営水道(県水)が、令和8年度に値上げされます。これにより支出はさらに増加します。

給水原価
161.20円

>

供給単価
143.34円

料金回収率
88.9%

令和5年度決算結果(税抜額)

※給水原価は水道水 1 m³作るのに必要な経費です。1 m³の水 = 2L のペットボトル 500 本分

※供給単価は利用者の皆さんからいただく 1 m³あたりの平均単価です。

※料金回収率は水道料金で経費をどれだけまかなえているかを示す指標です。